

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容	行政財産の使用許可の取消し						
根拠法令等及び条項	地方自治法第238条の4						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 445 491 510">根拠条項</td> <td data-bbox="497 445 1356 510">地方自治法第238条の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 519 491 584">参考事項</td> <td data-bbox="497 519 1356 584"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 593 491 680">設定等年月日</td> <td data-bbox="497 593 1356 680"> 昭和22年 5月 3日設定 平成19年 3月 1日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	地方自治法第238条の4	参考事項		設定等年月日	昭和22年 5月 3日設定 平成19年 3月 1日最終変更
根拠条項	地方自治法第238条の4						
参考事項							
設定等年月日	昭和22年 5月 3日設定 平成19年 3月 1日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>地方自治法抜粋 (行政財産の管理及び処分)</p> <p>第238条の4 略</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>						